



III 計画期間

計画期間は、平成30年度から令和3年度までの4か年とします。

IV 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

1 基本的な目標

(1) 目指す姿

多様な人々が里山活動に参画し、地域の課題に取り組むことにより、地域の活性化が図られています。

多様な人々が一体となって、里山の保全・整備活動を展開することにより、里山の景観が保全されるとともに、地域の特色を生かした産業の振興や地域資源の活用が進み、里山活動を通じた地域の活性化が図られています。

(2) 里山活動の目標

里山活動団体や企業が整備・保全する里山の面積を340ヘクタールに増やします。

	基準年度(平成28年度末)	目標年度(令和3年度末)
里山活動団体が協定に基づき整備・保全する森林の面積(ha)	305	340

注) 里山活動団体の定義は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第2条による
里山活動団体とします。「協定に基づき整備・保全する森林」とは、
①里山活動協定認定地、②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林、
②森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動協定地とします。
③は第4次里山基本計画から新たに追加するものとします。

2 取組の方針

森林が減少している都市部や高齢化・人口減少が進む南房総など、それぞれの里山地域における課題に対応して、地域に最も密着した市町村との連携をさらに深め、各種施策を進めることで地域の活性化を図ります。

(1) 多様な人々の参画による里山の多面的機能の発揮

里山活動団体、企業、森林所有者、地域住民等の多様な人々の参画の下で、多様で健全な森林を整備して、県土保全、自然災害の軽減、水源かん養や地球温暖化防止、生物多様性保全等の多面的機能の発揮に繋がる里山活動を促進します。

(2) 獣害対策等の地域の課題に取り組む里山活動の促進

イノシシ等の野生鳥獣による被害、森林荒廃による景観の悪化及び放置竹林の拡大に対処するなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を促進します。

また、海岸防災林の再生などの地域の課題に取り組む里山活動団体を支援します。

(3) 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進

里山活動団体同士の交流や連携を支援し、地域で活動する里山活動団体のネットワーク化を進め、互いの連携を促進することで、里山活動の裾野を広げます。

(4) 自立した里山活動団体の育成・支援

里山活動団体の取組が継続的かつ安全なものとなるよう、後継者の確保・育成及び安全対策を支援して、里山活動団体の育成を図ります。また、里山活動団体の自立に必要とされる、組織としての基盤強化や、マネジメント能力の高い人材の育成等を支援します。



森づくりについての野外研修

(5) 里山資源の有効活用による地域の活性化

里山活動による緑豊かな里山の景観や伝統的な文化等の里山が有する資源を活用した都市と農山村の交流や、間伐材等の里山資源を活用する取組を促進します。

V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1 多様な人々の参画の促進

(1) 里山情報バンクの活用

多様な人々の参画を促進し、所有者による管理が見込めない森林等の里山の整備を促進するため、市町村と連携して土地所有者と里山活動団体を結びつける「里山情報バンク」の一層の活用を図ります。

(2) 里山活動の総合窓口の充実

里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応、企業と里山活動団体のマッチング等里山活動全般をサポートする核となる団体の育成・強化に努めます。具体的には、里山活動に関するワンストップサービスの窓口となる中間支援組織を支援します。

(3) 新規参入する里山活動団体の支援

国・市町村と連携した森林・山村多面的機能発揮対策を実施し、新規参入する里山活動団体を支援します。

2 地域の課題に取り組む里山活動の支援

イノシシ等の野生動物による被害を軽減するため地域の獣害対策と連携して生息環境管理(除間伐や下刈り等の森林整備活動)を行うなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を支援します。